

公益社団法人 松戸歯科医師会 定款

目 次

第 1 章	総 則	2
第 2 章	目 的 及 び 事 業	2
第 3 章	会 員	2
第 4 章	総 会	4
第 5 章	役 員 等	6
第 6 章	理 事 会	8
第 7 章	委 員 会	9
第 8 章	会 計	9
第 9 章	定款の変更及び解散	10
第 10 章	公 告 の 方 法	11
第 11 章	事 務 局	11
第 12 章	補 則	11
	附 則	11

公益社団法人 松戸歯科医師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人松戸歯科医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県松戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公衆衛生・歯科保健の啓発並びに歯科医学の進歩発展を図り、もって地域市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 歯科医学、歯科医療の発展に関する事業
- (2) 歯科保健の啓発、普及に関する事業
- (3) 地域住民の健康と福祉増進に関する事業
- (4) 高齢者の保健と福祉の増進に関する事業
- (5) 障害者の保健と福祉の増進に関する事業
- (6) 災害時における被災者への支援に関する事業
- (7) 歯科医療の相談窓口設置に関する事業
- (8) 会誌、名簿発行等の共益事業
- (9) 社会保険の適正な運用に関する事業
- (10) 会員及び医療機関の管理に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は千葉県松戸市周辺において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 入会時に松戸市内の病院又は診療所において就業し、又は松戸市に住所を有する歯科医師で、本会の目的、事業に賛同して入会したもの。
 - (2) 賛助会員 歯科医師以外で本会の目的及び事業に協賛し入会した個人又は団体。
- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 第1項の正会員は次に掲げるもので構成する。
- (1) 第1種会員 病院又は診療所の管理者及びそれに相当する役職のもの。
 - (2) 終身会員 第35条に定める年度末において正会員として25年以上本会に在籍し、満70歳に達した会員は次年度より終身会員とする。
 - (3) 第2種会員 第1種会員又は終身会員が管理する病院又は診療所に勤務する歯科医師で、第1種会員又は終身会員以外のもの。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の様式による入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の事項は理事会において別に定める。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために正会員になった時及び毎年、正会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は総会で別に定める額を納入しなければならない。
- 3 会費及び負担金の額において、特別の事由ある場合は理事会において別に定める減免措置を講ずることができる。

(任意退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき。

- (3) 歯科医師としての職務を汚し、不正行為のあったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名が決議されたときは、当該会員にその旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年6月に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

- 2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権をもつ正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第 15 条 総会の議長及び副議長は、当該総会において出席した正会員の中から各 1 名を選出する。

2 議長及び副議長が選出されるまでの間、会長が仮議長を務める。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

理事又は監事候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上まわる場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 18 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、理事会で定められた書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長、副議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名、押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事の内1名を会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち2名を副会長、1名を専務理事とする。

5 会長以外の全理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長・副会長・専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある理事の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 本会の監事には、本会の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。

(会長候補者の選出)

第22条 前条第2項により理事会で理事の中から会長を選定するにあたっては、選定の参考とするため、正会員によって会長候補者を選出するために必要な措置をとらなければならない。ただし第25条に定める理事の任期の満了前に会長が欠けたときはこの限りでない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、本会法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、本会法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して業務の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最後のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有するものとする。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事には、総会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(相談役)

第 28 条 この法人に任意の機関として 1 名以上 5 名以下の相談役を置く。

- 2 相談役は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 相談役には、職務を行うために費用弁償を別途定める規定により支払う。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

第7章 委員会

第34条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成及び任務に関しては別に定める。
- 3 委員会の委員は、理事会において選任及び解任し、その任期は、理事の任期に準ずる。
- 4 委員会運営の細則は、理事会において定める。

第8章 会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類

については定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 41 条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる

法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 本会の公告は電子公告により行う。

ただし、事故等やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 44 条 本会の事務処理のために事務局を設置する。

2 事務局に職員を置き、会長が任免する。

3 事務局に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 12 章 補則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登

記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、本会の最初の役員は次のとおりとし、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、本会の最初の理事の任期は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から平成 26 年 6 月に開催する定時総会終結のときまでとする。

理事	大 山 口	敏
理事	渡 辺	勝 久
理事	植 田	雅 明
理事	藤 内	圭 一
理事	湯 浅	邦 彦
理事	芦 田	雄二郎
理事	吉 崎	ゆかり
理事	小 松	世 幸
理事	國府田	有 宏
理事	大 川	将 彦
理事	渡 辺	幸 司
理事	塚 本	康 紀
理事	小 泉	裕 史
理事	岡 田	敦
理事	武 田	讓
監事	北 村	渉
監事	平 山	勝 憲

- 4 第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、本会の最初の代表理事（会長）は大山口敏とする。

- 5 本会の登記アドレスをつぎのとおり定める。

登記アドレス <http://matsudo.cda.or.jp/>

附則

この定款は、平成 26 年 11 月 10 日から施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

附則

この定款は、令和 2 年 3 月 21 日から施行する。